

農業委員会第25回総会議事録

1. 日 時 令和7年7月14日(月) 午前10時00分～午前11時00分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員(18人)

会長 鈴木 秀	会長職務代理者 森田 昭則	
1番 前田 和幸	2番 間崎 孝至	3番 桐生 五郎
4番 渥美 利男	5番 打田 光橋	6番 浦川 広巳
7番 山中 進	8番 阪田 泰久	9番 市川 正之
10番 舘 宣一	12番 平子 伸	13番 稲田 利幹
14番 上田 みね子	15番 豊田 栄美子	17番 小林 登志樹
19番 鈴木 啓之		

4. 欠席委員(1人)

16番 大野 久美子

5. 事務局

農業委員会事務局 中西次長、坂総務GL、吉村農地GL、今村、森
農林水産課 野田農政GL、大石

6. 議事

第1 第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)
第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権)
第3号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(地上権)
第4号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)
第6号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)

第7号議案 農用地利用集積等促進計画について

第8号議案 農用地利用集積等促進計画取消の承認について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第2号 使用貸借契約の解約について

報告事項第3号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第4号 農地法第4条の規定による届出について

報告事項第5号 農地法第5条の規定による届出について（所有権）

報告事項第6号 農地法第5条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第7号 農地等の現況について（裁判所）

報告事項第8号 非農地証明願いについて

報告事項第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告事項第10号 取下願・取消願の承認について

報告事項第11号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第2 農業経営基盤強化促進法第19条に定める地域計画の変更に関する意見聴取について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第25回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしくお願いたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第25回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第17番小林登志樹委員、議席番号第1番前田和幸委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1の58番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は633㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の63番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は2,794㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、1の66番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,119㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、2の60番は庄野地区、申請地は庄野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は637㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、3の69番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は981㎡です。取得後は水稻、麦及びブルーベリーを栽培するとの申請です。

続きまして、4の61番は牧田地区、申請地は甲斐町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は506㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、8の62番は飯野地区、申請地は安塚町地内、登記地目は畑・現況地目

とも畑、面積は169㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、17の70番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は238㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、20の67番は椿地区、申請地は大久保町地内、登記地目は畑、現況地目は樹園地、合計面積は1,281㎡です。取得後は、植木を栽培するとの申請です。

続きまして、21の64番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,729㎡です。取得後は、水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、21の71番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,699㎡です。取得後は水稻、茶、タマリユウ及び低木類を栽培するとの申請です。

続きまして、22の59番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は187㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、23の65番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は214㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は13件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

小林委員

高齢者の条件について教えてください。

事務局

高齢者面接の対象は、75歳以上の方となります。

小林委員

年齢の制限はなく、75歳以上で農地法第3条の許可が下りれば、その後ずっと耕作出来るのですか。

事務局

そのとおりです。農地法第3条の審査は、現時点での審査となります。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書3ページ、及び別表の「農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況」をご覧ください。

8の5番は飯野地区、申請地は安塚町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,380㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、15の6番は栄地区、申請地は五祝町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,982㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、20の8番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,455.62㎡です。取得後はサカキを栽培するとの申請です。こちらは営農型太陽光に伴う申請のため、営農型太陽光の下部で栽培を行います。関連する議案としましては第3号議案の20の7、第6号議案の20の14となります。

以上、申請件数は3件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の地上権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の地上権について説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

20の7番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,456

m²です。こちらは営農型太陽光に伴う地上権設定の申請です。

以上、申請件数は1件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書5ページ、及び位置図の5ページ目をご覧ください。

18の6番は井田川地区、申請地は和泉町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は491 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、申請件数は1件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明致します。

議案書6ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き6ページ目をご覧ください。

まず、1の45番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は4,343 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パ

ネル設置面積は、2,681.43 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の47番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,473 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、417.49 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の48番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は377 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡大に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、本申請はこの後に説明いたします、貸借の1の13番と同一案件となります。

続きまして、1の55番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,176 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、近隣で太陽光発電設備の工事業を営んでおり、同施設のメンテナンスのための資材置き場として使用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5の46番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は2,195 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、運送業を営んでおり、現在の事業敷地内では狭く顧客や従業員車両との接触の危険があるため、駐車敷地を分けるため拡大するものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡大に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、7の54番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、登記地目・現況地目とも田が1筆、合計面積は901 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、376.36 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、8の44番は飯野地区、申請地は地子町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,103 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、社会福祉事業で三重県内に17拠点の事業所を構えており、地子町にある事業所の事業規模の拡大に伴い、駐車場を拡大するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、14の56番は神戸地区、申請地は神戸七丁目地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は867.83 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、近隣で自動車販売及び修理事業を新規で営むため駐車場用地として使用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の49番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、登記地目・現況地目とも田が2筆、合計面積は799 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、335.8 m²です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の50番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,434㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、419.18㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、18の52番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,005㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、農用地と判断されます。申請者は、市内で農業を営んでおり、現在使用している農業用倉庫が公共事業により買収されることになったため事業所に近い代替地に農業用倉庫を建築するものです。農用地は、転用を原則として許可しない農地ですが、農業用施設に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は11件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

前田委員

太陽光パネル設置用地への転用は、将来がとても心配である。

事務局

事務局としましても、太陽光パネルの処分がどのように行われるのか等心配しています。

小林委員

14の56は、駐車場用地なのですか。整備工場ではないのですね。

事務局

整備工場ではありません。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第5号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。議案書9ページ、及び別紙の位置図の続き17ページ目をご覧ください。

まず、1の13番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は377㎡です。申請内容は、当該地を個人住宅用地とするものです。農地区分

は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡大に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、本申請はさきほど説明いたしました、所有権の1の48番と同一案件となります。

続きまして、3の12番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は248㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の11番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は797㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、秋永町で建設業を営んでおり、他社の工事応援車両が来た際に、駐車場が慢性的に不足していたことから、事業所に隣接する当該地を駐車場として拡大するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、17の15番は合川地区、申請地は三宅町地内、一体利用地の山林2,316㎡を含む全体公簿面積5,452㎡で、うち農地は、登記地目・現況地目とも田、合計面積は3,136㎡です。申請内容は、当該地を太陽光発電用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、本件は地上権を設定するものです。

続きまして、20の14番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,456㎡ですが、営農型太陽光については、ポールが地面に接する部分、キュービクル等のみを転用面積と考えるので、本件の場合転用面積は0.38㎡となります。なお、パワーコンディショナーはパネル下部に設置されます。申請内容は、当該地を営農型太陽光パネル設置用地とするもので、下部の農地につきましては、認定農業者が地上権設定をして耕作するため、許可期間は10年の申請となります。パネル設置面積は、550.97㎡で、パネル下部ではサカキを栽培することです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、本件は地上権を設定するものです。

続きまして、21の16番は深伊沢地区、申請地は追分町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は2,957㎡です。申請内容は、当該地を砂利採取用地とするものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は6件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第6号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第7号議案 農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第7号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書1ページ目をお開きください。

1ページと2ページは庄野地区です。1番から11番までは、使用貸借です。

3ページは加佐登地区です。12番と13番は、10a当たり5,000円と20,000円の賃貸借です。

4ページは石薬師地区です。14番は、使用貸借です。

5ページは河曲地区です。15番は、使用貸借です。

6ページは若松地区です。16番と17番は、10a当たり5,000円と25kgの賃貸借です。

7ページから9ページは久間田地区です。18番から35番は、使用貸借です。

なお、19番は欠番です。

10ページは深伊沢地区です。36番から41番は、2筆で90,000円と10a当たり10,000円から15,000円の賃貸借及び使用貸借です。

11ページから13ページは鈴峰地区です。42番から56番は、使用貸借と10a当たり3,000円の賃貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第7号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第7号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第8号議案 農用地利用集積等促進計画取消の承認について、事務局より説明いたします。

事務局

第8号議案 農用地 利用集積等 促進計画の取消について、説明いたします。地区は若松地区で、承認総会は令和7年6月です。申請の種類は、使用貸借権の設定です。

取消理由は、権利を設定する者に誤りがあったためです。申請書類を再度提出していただきますので、今回の申請分につきましては取消させていただきます。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 8 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 8 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 11 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 11 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第 2 農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の変更に
関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

事務局

それでは議事第 2 の農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の変更に
関する意見聴取について、農林水産課から説明させていただきます。お手元に玉垣・若
松地区で作成した地域計画案を配布しておりますので、ご確認ください。

地域計画につきましては、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました農業経営基盤強化促
進法第 19 条第 1 項に基づき、令和 7 年 3 月に全地域の計画を策定したところであり
ます。今回、玉垣・若松地区において、農地利用効率化の取組における目標地図の経
営面積の設定を変更したことから、地域計画の変更をしようとするものです。地域計
画変更案については、すでに地区農業委員会からも承認を得ており、法第 19 条第 6
項の規定により農業委員会を含む関係機関へ意見聴取を行う必要があることから、今
回、農業委員会に対し意見聴取を実施するものでございます。関係機関への意見聴取
後のスケジュールにつきましては、2 週間の公告縦覧期間を経た後に公表を予定して
おります。説明は以上でございます。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第 2 につきまして、何かご意見ご異議ご
ございませんか。

鈴木啓之委員

地域計画4 地域内の農業を担う者一覧、10年後経営面積が0の者がいますが、どう
いうことですか。

事務局

計画作成時の者を、地域の経営者ということで載せています。

阪田委員

今後、農地が道路になる計画がありますが。

事務局

計画の変更で対応していくことになります。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、議事第2は、全員賛成で承
認いたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。